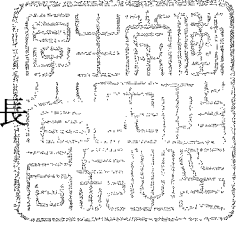


医政発0502第6号
平成23年5月2日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発0502第6号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）が平成23年5月2日に公布され、同日以降順次施行されることとされたところである。

これに伴い、医療法（昭和23年法律第205号）については、下記のとおり改正されたところであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進するため、医療法について所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

医療計画に定めるものとされている事項のうち、

- ・ 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項（医療法第30条の4第2項第9号）
- ・ 医療法第30条の4第2項第1号から第12号までに掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項（医療法第30条の4第2項第13号）

については、医療計画に定めるよう努めるものとしたこと（整備法第14条）。

なお、地域医療支援病院については、これまでも紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、医療機関の役割分担と連携の推進に重要な役割を果たしてきたところであり、各都道府県においては、それぞれの地域の実情に応じて、引き続きその整備に努めていただくようお願いする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をこ
こに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条―第三条)
- 第二章 総務省関係(第四条―第八条)
- 第三章 文部科学省関係(第九条―第十二条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十三条―第二十条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条―第二十五条)
- 第六章 経済産業省関係(第二十六条―第三十条)
- 第七章 国土交通省関係(第三十一条―第三十八条)
- 第八章 環境省関係(第三十九条―第四十二条)

附則

第一章 内閣府関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したとき

4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央

防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必

要な助言又は勧告をすることができる。

第四十三条第三項中「第四十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修

正した」に改め、同条第四項を削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第二条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五

号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項

第六号とし、同項第九号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十号

を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とする。

(抄)

第九条第十項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条
第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項
中「第六項」を「第七項」に、「第二項第四号から第十号まで」を「第二項第二号から第八号まで」
に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「あつた基本計画」
を「あつた場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分」に改め、同項を同条第
七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第五号」に改
め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよ
う努めるものとする。

一 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二 中心市街地の活性化の目標

三 その他中心市街地の活性化に資する事項

第十条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条

第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十一条第二項中「第九条第四項から第十一項まで」を「第九条第五項から第十二項まで」に改

める。

第十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条第二項中「第九条第二項第

四号から第十号まで」を「第九条第二項第二号から第八号まで」に改める。

第十三条第一項中「第九条第六項各号」を「第九条第七項各号」に改め、同条第三項中「第九条

第九項」を「第九条第十項」に改め、同条第四項中「第九条第九項」を「第九条第十項」に、「同条

第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第二項及び第四項第一号中「第九条第二項第四号から第八号まで」を「第九条第二項第

二号から第六号まで」に改める。

第十六条第一項中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第二号」に、「第九条第二項第五号」

を「第九条第二項第三号」に、「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第十七条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第二項第八号イ」を「第九条第二項第六号イ」に改める。

第五十七条第二号中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ

総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に

取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及び

これに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第二章 総務省関係

(消防組織法の一部改正)

第四条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「定めるものとする」を「定めるよう努めなければならない」に改め、同条

第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加える。

第五条の三第一項中「に従い条例で指定する」を「を参酌して条例で指定する」に、「に従い条例で定めるところ」を「を参酌して条例で定めるところ」に改め、「当該異動又は学校等の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際文部科学省令で定める基準に従い条例で定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の百分の四を超えない範囲内の月額」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「に従い」を「を参酌して」に改める。

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の五第五項中「第九項において同じ」を削り、同条第九項を削る。

第四章 厚生労働省関係

（児童福祉法の一部改正）

第十三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十五第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十一条の五の十八第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の二十中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の二十二第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第三項」を「第二十一条の五の十八第四項」に改める。

第二十一条の五の二十三第一項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の十二第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項中「前二項の厚生労働省令」を「第一項及び第二項の都道府県の条例」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定障害児入所施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十四の二中「第二十四条の十二第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

第二十四条の十六第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第二十四条の十二第四項」を「第二十四条の十二第五項」に改める。

第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の二中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条の二」に、「並びに第四十八条」を「及び第四十八条」に改める。

第四十五条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「並びに里親の行う養育」を削り、「について」の下に「条例で」を加え、「最低基準」を「基準」に改め、同条第二項中「及び里親」を削り、「前項の最低基準」を「第一項の基準」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十五条の次に次の一項を加える。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条第一項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改め、同条第三項及び第四項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五十条第六号及び第六号の二中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改め、同条第七号中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準」に改める。

（医療法の一部改正）

第十四条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項から第三項までの規定中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第九号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「第三十条の四第四項」を「第三十条の四第五項」に改める。

第三十条の四第二項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、同条第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項第十二号」を「第二項第十一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第九号及び第十号」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項第一号中「前項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に關し必要な事項

第三十条の六中「第三十条の四第二項第一号及び第九号」を「第三十条の四第二項第一号」に改め、「目標」の下に「医療計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に定める目標を含む。」を加え、並びに同項各号（第一号及び第九号）を「及び同条第二項各号（第一号）に改め、「事項」の下に「医療計画に同条第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。」を加える。

（老人福祉法の一部改正）

第十五条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「について」の下に「条例で」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十六条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項ただし書中「定めるもの」の下に「（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）を加え、同条第三項中「含む」の下に「以下この項において同じ」を「行うほか」の下に「国にあつては」を加え、「対して」を「対する」に改め、「効果的な職業訓練を」の下に「、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を」を加える。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第十七条 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「ときは」の下に「あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る部分」を加え、「協議しなければ」を「報告しなければ」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第十八条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当居宅サービスの従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
二 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
三 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
第四十二条の二第八項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十三条第六項及び第五十条第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。
第五十四条第一項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、「次号」の下に「及び次項」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防サービスの従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員
第五十四条の二第八項中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十五条第六項及び第六十条第二号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。
第六十九条第三項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同項第八号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

第七十条第二項第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。
第七十条第一項中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が」を「都道府県の条例で」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「厚生労働省令で定める基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅サービスの従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

第七十五条の二中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第七十六条の二第一項第一号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第三十六條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百零一条第一項中「とあるのは「都道府県知事」と」の下に、「第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と」を加える。

第三十七條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画(政令で定める軽易なものを除く。又は)を削る。」を削る。

第十九条第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならぬ。

第三十八條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九十条第十項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第十二項中「同意をしようとする」を「規定による協議を受けた」に改める。

第八章 環境省関係

第三十九條 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条の三第一項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同項第五号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

六 計画の達成の方途

第五十条の三第三項中「あらかじめ」の下に、「第一項第四号及び第五号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第四十條 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を削り、第五十条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(四等に関する特例)

第五十条 都道府県が第四十六条第一項の規定に基づく条例で都道府県自然環境保全地域の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する特例については、第三十条において準用する第二十一条の規定の例による。

第四十一條 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正

第四十一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第四項中「同意をしようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なければ」を「意見を聴かなければ」に改める。

第四十二條 ダイオキシシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第四号中「及び方途」を削り、同項に次の一号を加える。

五 計画の達成の方途

第十一条第三項中「あらかじめ」の下に、「第一項第三号及び第四号に係る部分について」を加え、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條(道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。)、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條、第五條、第六條第二項、第七條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條第二項、第三十七條、第三十八條(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第三十九條、第四十條及び第四十六條の規定、平成二十四年四月一日

三 附則第四十五條第二号の規定、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の公布の日

四 第二条の規定並びに附則第二十九條及び第四十二條の規定、公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日の日

のいづれか遅い日

(災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の災害対策基本法第四十條第三項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。の)の規定によりされている協議の申出は、第一条の規定による改正後の災害対策基本法第四十條第三項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。の)の規定によりされた報告とみなす。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際に第九條の規定による改正前の学校教育法第四條第一項の規定によりされている市町村の設置する幼稚園に係る認可の申請は、第九條の規定による改正後の学校教育法第四條の二の規定によりされた届出とみなす。

2 この法律の施行前に第九條の規定による改正前の学校教育法第十三條の規定によりされた市町村の設置する幼稚園に係る閉鎖命令は、第九條の規定による改正後の学校教育法第十三條第二項の規定において準用する同条第一項の規定によりされた閉鎖命令とみなす。

(保育所に係る居室の床面積の特例)

第四条 都道府県が第十三條の規定による改正後の児童福祉法(附則第七條及び第四十六條において「新児童福祉法」という)第四十五條第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十六條の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という)第十五條の六第一項ただし書の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項ただし書に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす職業訓練を当該都道府県の条例で定める職業訓練とみなす。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によ

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床（以下この条において「療養病床等」という。）のみである場合は第三十条の四第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該申請に係る病床の種別に応じた数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるその地域の当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数（当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種別の変更によ

つてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の

つてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一〇八 (略)

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る病床の設置若しくは病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

3 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がないのに、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の

変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

- 4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5～7 (略)

第三十条の四 (略)

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～八 (略)

九～十一 (略)

- 3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

- 4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

変更のための措置を採るべきことを命ずることができる。

- 4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。

5～7 (略)

第三十条の四 (略)

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～八 (略)

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

- 3 都道府県は、前項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、前項第四号の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。

一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療ごとに定めること。

二（四）（略）

5 | 第二項第九号及び第十号に規定する区域の設定並びに同項第十一号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

6 | 都道府県は、第二項第十一号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

7 | 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

8 | 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十一号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

側省令で定める疾病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療ごとに定めること。

二（四）（略）

4 | 第二項第十号及び第十一号に規定する区域の設定並びに同項第十二号に規定する基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）は、厚生労働省令で定める。

5 | 都道府県は、第二項第十二号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の標準によらないことができる。

6 | 都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

7 | 都道府県は、第十二項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

きる。

9 | 13 | (略)

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第一号に定める目標（医療計画に同条第三項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に定める目標を含む。）の達成状況及び同条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項（医療計画に同条第三項第二号に掲げる事項を定める場合にあつては、同号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

8 | 12 | (略)

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年ごとに第三十条の四第二項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。